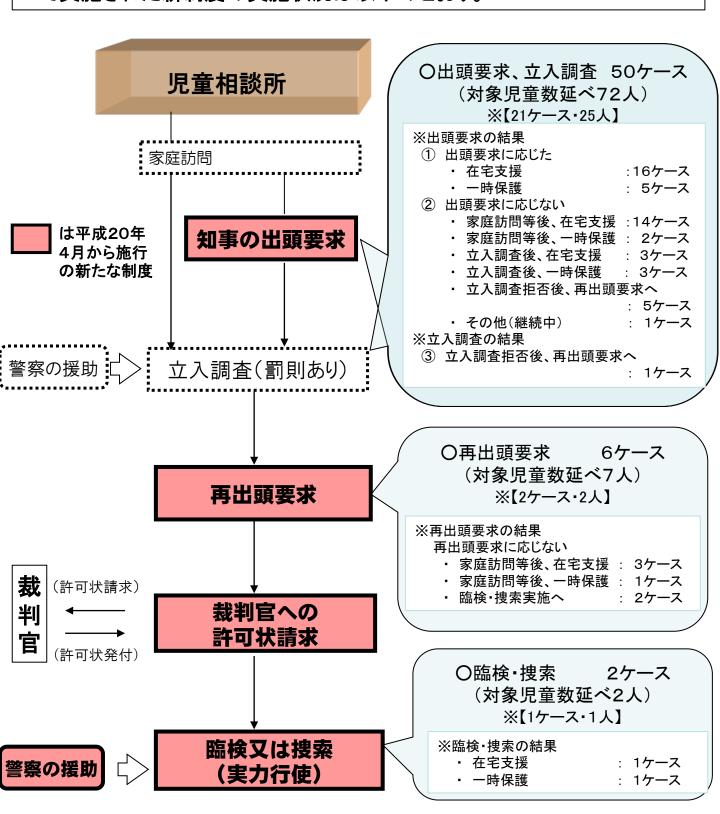
# 平成22年度において実施された出頭要求等について

〇 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解 錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成22年度におい て実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注: 数値は、平成22年4月1日~平成23年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で 実施した件数。(※【】内は平成21年4月1日~平成22年3月31日の数値)

## 平成22年度において実施された出頭要求等の事例

#### 出頭要求

#### 【事例1】

#### 背景

- ・保育所への送迎時に保護者から児童を叩いたとの発言があり、確認すると児童の耳の周辺にあざが見受けられた。
- ・保育所での児童相談所との面接も拒否的で、児童相談所からの電話や 手紙にも無反応で家庭訪問にも応じなかったため、出頭要求。

## 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- 保護者も養育に困っていたことが分かり、児童の発達検査を行うこととし、 児童の特徴に合わせた接し方を助言するなど在宅支援とした。

## 【事例2】

## 背景

- ・保護者が児童2人とともに自宅に引きこもり、児童の生活をコントロール しているという状況。
- ・保護者が関係機関の介入を拒否し、児童の安全確認ができなかったため、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・保護者の体調が悪かったこともあり、保護者の同意を得て、一時保護を 行った。

#### 【事例3】

## 背景

- ・児童の不登校状態が長く続いており、学校の指導にもまったく従わないという状況。
- ・児童相談所が電話連絡や家庭訪問を繰り返すものの、保護者と一度しか会えず、児童とは全く会えず安全確認ができなかったため、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・保護者も児童も落ち着いており、面接には協力的であった。ただ、現状のままでは不登校の改善が見込まれない旨保護者に説明し、一時保護を行った。

## 【事例4】

## 背景

- ・保護者が外国籍の家庭で、児童が登校してこなくなり、以前は学校や市 が家庭訪問して児童の安全確認ができていたが、最近は安全確認がで きなくなっているという状況。
- ・児童相談所の家庭訪問にも応じないため、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・保護者は外国籍であるが、ひらがなは理解できるという情報があり、ひらがなで出頭要求告知書を作成したが、出頭要求に応じなかったため、立入調査。
- ・保護者は素直に応じて室内にも入れてくれ、児童の安全確認もでき、今 後の関係機関の関わりも了承したため、在宅支援とした。

#### 【事例5】

## 背景

- ・以前から保護者のネグレクトにより、地域で見守りを行ってきたケース。
- ・保護者が児童の登校を制限していたため、学校等が家庭訪問を行っていたが、次第に拒否するようになり、児童の安全確認ができなくなった。
- ・児童相談所が再三にわたり電話連絡や家庭訪問を行うが、拒否や無視を続けたため、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、祖母の協力も得ながら立入調査を実施。
- ・保護者は声を荒げたり逆上することはなかったものの、精神的な不安定 さがあったため、一時保護を行った。

#### 再出頭要求

## 【事例6】

#### 背黒

- ・児童の不登校状態が長期化し、また、住んでいるアパートの退去期日が 迫っており児童の福祉を著しく害するおそれがあったケース。
- ・保護者に児童を登校させるよう再三にわたり説得を行ったが応じる気配 がなく、出頭要求、立入調査も拒否したため、再出頭要求。

#### 再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求には応じなかったが、翌日、事態を憂慮した伯母から、家族 の引取りと児童の就学手続きの申し出があった。また、保護者からも連 絡があり、児童の安全確認を行うことができた。
- ・伯母が家族を引取ったことを確認し、しばらく経過を見るため、児童福祉 司指導とした。

## 【事例7】

## 背景

- ・児童の不登校状態の長期化により児童福祉司指導としたケース。
- ・保護者は来所面接に応じたものの、児童の同行は拒否し、登校させることも拒否し、状況が改善されないまま一切を拒否するようになった。
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に 臨検・捜索許可状の請求を行う。

#### 臨検・捜索後の状況

- ・許可状交付後、業者に依頼して解錠したところ、事前の警告で諦めたのか、保護者が自らドアチェーンを外したため、入室して臨検・捜索を実施。
- 居間にいる児童を発見し、職権で一時保護を行った。

## 【事例8】

## 背景

- ・住民票を残したまま他自治体へ転居したが、児童の就学手続きや医療 機関への受診を行わないため、ネグレクトとして移管となったケース。
- ・正式にケース移管となるまでの間、援助要請を受けて再三にわたり双方 の児童相談所が訪問を行うなどしたが、児童の安全確認ができなかった。
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に 臨検・捜索許可状の請求を行う。

#### 臨検・捜索後の状況

- ・許可状交付後、解錠の準備をし、呼びかけをしていたところ、保護者がドアを開けたため、児童の安全確認を行うことができた。
- ・今後も関わる必要が認められたため児童福祉司指導とし、今後は医療機関への受診に児童相談所も同行することとした。